

鹿屋体育大学授業料等特別免除等制度に関する基本方針

平成22年7月1日
学 長 裁 定

1. 目的

本学学生の勉学意欲の向上、優秀な人材の輩出などを図ることを目的とし、学業成績優秀者及び競技成績優秀者のますますの活躍を願い、併せて家計急変により修学継続が困難な学生に対する支援方策のために、授業料等特別免除等制度（以下「特別免除制度」という。）を導入し、学生の経済的支援の一助に資する。

2. 特別免除者等の選考

特別免除者等の選考は、学生委員会の議を経て、学長が決定する。

3. 導入期間

特別免除制度の期間は、第2期中期目標期間とする。それ以降については、関係委員会等の具申に基づき、経済状況等を考慮のうえ、再度検討することとする。

4. 財源

財源は、学長裁量経費とし、毎年度2千万円を上限とする。

5. 欠格条項

本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった場合は、学長は授業料等特別免除等を取り消すことができる。